

公 示 送 達 書

平取町告示第34号

令和8年4月21日

北海道沙流郡平取町長 遠藤 桂一

下記の送達書類は、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び平取町税条例(昭和25年平取町条例第17号)第18条の規定により公示する。

なお、送達書類は、当町税務課において保管し、申出があればいつでも交付します。

記

送達を受けるべき者の氏名又は名称	住 所	沙流郡平取町字岩知志45番地6
	氏 名	PALAYEN JERA MATIAS
送達する書類	令和7年度 国民健康保険税額の変更通知書	
注 意 事 項	地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。 告示日より起算して7日を経過した日 令和8年4月28日	